

前橋市国土強靱化地域計画 (素案)

令和2年9月

目 次

1 はじめに

- (1) 計画策定の趣旨 P 2
- (2) 計画の位置付け P 2
- (3) 計画期間 P 2
- (4) 他の計画との関係 P 2

2 強靱化の基本的な考え方

- (1) 基本目標 P 4
- (2) 事前に備えるべき目標 P 4
- (3) 基本方針 P 5

3 脆弱性評価及び施策の推進方針

- (1) 脆弱性評価の考え方 P 6
- (2) 対象とする自然災害 P 6
- (3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 P 7
- (4) 施策分野 P 9
- (5) 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価 P 9
- (6) 評価の総括 P 9
- (7) 施策の推進方針 P 10
- (8) 施策の重点化 P 10

4 計画の推進と進捗管理

- (1) 分野別計画等の見直し P 12
- (2) 施策の推進と進捗管理 P 12
- (3) 重要業績指標の設定 P 12

個別施策編

- 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策 P 14
- 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針 P 26
- 重要業績指標一覧 P 80

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大災害の甚大な被害や教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」を制定するとともに、「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定し、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土及び経済社会システムの構築を推進することとしました。

また、群馬県においても、国基本計画との調和を保ちながら、県の国土強靱化を推進するための指針として、平成29年に「群馬県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。

このような状況において、本市内においても、令和元年度に発生した6月22日豪雨や台風第19号では、河川の増水や中小河川の溢水、土砂災害等が生じるなど、災害に強いまちづくりを推進するための計画の必要性が改めて確認されました。

このようなことから、市政全般の各分野にわたる対策をハードとソフトの両面から位置づけ、総合的かつ計画的に強靱な地域づくりを進める「前橋市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における強靱化に関する施策を推進するための指針となる計画として策定します。

(3) 計画期間

計画は、令和2年度を始期とし、国基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、毎年度の進捗管理とともに必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

(4) 他の計画との関係

① 国基本計画及び県地域計画

本計画は、国基本計画及び県地域計画が示す「基本目標」や「事前に備えるべき目

標」などとの調和を図りながら、国及び県との役割分担を考慮しつつ策定します。

②前橋市総合計画

総合計画は、各分野別計画の指針であるのに対し、本計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針とし、総合計画を補完する並列の計画として位置付けることとします。

③前橋市地域防災計画

地域防災計画は、災害の発生時及び発生後の対応を中心に策定した計画であるのに対し、本計画は発災前の対策を中心に策定した計画です。

大規模災害による最悪の事態が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興ができる強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとする強靱化推進の指針として策定します。

【本計画と地域防災計画の特徴】

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
対象・検討アプローチ	大規模自然災害全般	大規模災害（種類ごと）
対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の重点化	有	無
計画の進行管理	有	無

2 強靱化の基本的な考え方

本市の強靱化を推進するに当たり、基本法、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、「基本目標」及び基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」をそれぞれ設定します。

(1) 基本目標

本計画の基本目標は、以下の4つとします。

①	人命の保護が最大限図られること
②	市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
③	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④	迅速な復旧・復興

(2) 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標は、以下の7つとします。

①	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
②	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑤	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑥	制御不能な二次災害を発生させない
⑦	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(3) 基本方針

本計画は、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、以下の方針に沿って強靱化を推進します。

①基本姿勢

- ・ 人口減少や少子高齢化など、社会構造の変化や経済情勢の変化を踏まえて施策を推進します。
- ・ 長期的な視野を持ち、計画的に施策を推進します。
- ・ 本市の経済社会システムが持っている潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化を目指して施策を推進します。

②適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」の3つが一体となった防災・減災対策を進めるため、関係機関や市民、民間事業者等と適切な連携をとりながら、それぞれの役割分担に配慮して施策を推進します。
- ・ 大規模災害発生時に防災・減災の効果を発揮することだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう施策を工夫して推進します。

③効率的な施策の推進

- ・ 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- ・ 既存の社会資本を有効活用し、費用を縮減しながら効率的に施策を推進します。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、国及び県の施策や民間事業者等との連携や協働を視野に入れて施策を推進します。

④地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努めます。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮しながら施策を推進します。

3 脆弱性評価及び施策の推進方針

(1) 脆弱性評価の考え方

国基本計画及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、評価の結果を踏まえて国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画においても、本市の強靱化に関する施策推進に必要な事項を明らかにするため、国及び県の評価手法等を参考に、次の手順によって脆弱性評価を行いました。

【手順】

手順1	「対象とする自然災害」の設定
手順2	「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
手順3	施策分野の設定
手順4	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための現状分析・評価

(2) 対象とする自然災害

国基本計画及び県地域計画では、対象とする自然災害を「大規模自然災害全般」を想定しています。そのため、本市においても、本市地域防災計画で想定する主な災害を中心に、「大規模自然災害全般」を対象に設定することとしました。

※参考：本市で想定する主な大規模自然災害（地域防災計画）

地震災害		関東平野北西縁断層帯主部を原因とする大地震（M8.1、市内最大震度6弱）を想定。
風水害・ 雪害	水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。
	土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害を想定。
	雪害	記録的な大雪等による大規模大雪災害を想定。
その他災害		航空機災害、大規模火災、危険物等災害、林野火災、鉄道・道路災害、原子力災害、火山災害 など

(3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

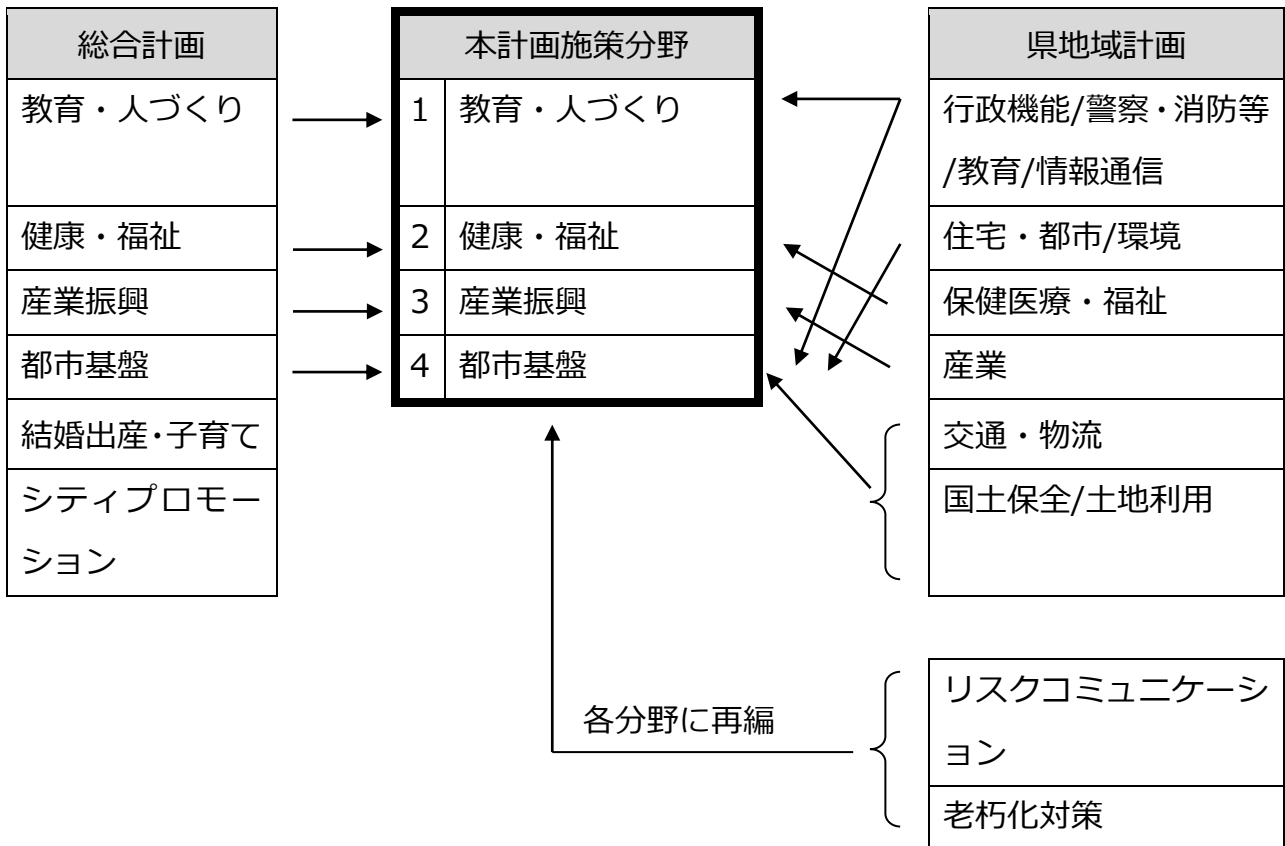
脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で総合的かつ客観的に行うものとされています。そのため、国基本計画及び県地域計画との調和に配慮しつつ、本市の状況を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1	住宅・建物・施設等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		5	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		3	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療・福祉機能の麻痺
		4	被災地における感染症等の大規模発生
		5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	1	市職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
		2	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期間にわたる機能の停止
		2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		4	基幹交通から地域交通網まで、交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
6	制御不能な二次災害を発生させない	1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生
		2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生
		3	農地・森林等の被害による二次災害の発生
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
		4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 施策分野

本計画では、県地域計画における施策分野と総合計画におけるまちづくりの方向性を基に、効果的に強靱化を推進するため、4つの施策分野を設定しました。



(5) 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価

(3) で記載した24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれに対して、最悪の事態を回避するために必要となる事項等について、本市が実施している施策及び事業の進捗状況を踏まえた現状分析を行いました。

なお、施策ごとの評価結果は、『脆弱性評価（現状及び課題）』に記載のとおりです。

(6) 評価の総括

現状及び課題の整理を中心とした現状分析の結果、評価結果全体を以下のとおり総括します。

①ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる施策の推進が必要

- ・ 防災・減災対策など、本市の強靱化につながる取組みは、これまでに実施してきている施策及び事業がほとんどである一方で、取組みそれぞれにおいては改善すべき事項や解決すべき課題が認識されており、引き続き取組みを推進し、

さらには強化していく必要があります。

- ・ 強靱なまちづくりを着実に推進するためには、建築物等の耐震化や各種施設の老朽化対策、道路環境整備などのハード対策を進めながら、避難所運営体制や業務継続体制の整備、地域防災力の向上などのソフト対策を並行して進める必要があります。

②自助・共助の充実が必要

- ・ 強靱なまちづくりを実現するためには、行政による「公助」だけでなく、市民や各地域、事業者による「自助」「共助」がそれぞれの役割を適切に果たすことができるよう、必要な取組みの推進及び促進が必要です。

③横断的な取組みと多様な主体との連携が必要

- ・ 強靱化に関するそれぞれの施策及び事業は、市においては全庁にわたる取組みであるとともに、事業等の実施主体は、市だけでなく、市民や民間事業者、国・県等の関係機関など多岐にわたります。そのため、全庁横断的に取組みを推進するとともに、市民や民間事業者との連携・協力や関係機関との情報共有や連携強化を図り、それぞれの役割に応じた取組みを相互に連携しながら進める必要があります。

(7) 施策の推進方針

施策の推進方針の決定に当たっては、脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに必要となる施策を検討・整理した後、施策ごとに施策の推進方針を取りまとめました。

また、それぞれの施策の推進方針は、部局を超えて相互に関連するべき事項を含むため、推進に当たっては、庁内関係部局が連携を図りながら、施策の実行性や効率性が確保されるよう十分に配慮します。

なお、施策ごとの推進方針は、『施策の推進方針』に記載のとおりです。

(8) 施策の重点化

限られた資源を効率的・効果的に活用して強靱化を進めるためには、選択と集中の視点をもって、重点的に取り組む施策を明確にして計画を推進する必要があります。

本計画では、総合計画における重点事業の位置付けと、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによって強靱化を推進する観点から、以下の19施策を重点施策と

して選定しました。

	施策分野	重点施策
1	教育・人づくり	<ul style="list-style-type: none">・火災予防対策の推進・防災啓発・防災教育の推進・防災訓練の充実・地域防災力の向上
2	健康・福祉	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉施設等の整備
3	産業振興	<ul style="list-style-type: none">・地域農業の担い手の確保・育成
4	都市基盤	<ul style="list-style-type: none">・空き家対策・都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導・災害活動体制の整備・消防施設・装備の充実強化・消防団の機能強化・避難収容及び避難所運営体制の整備・業務継続体制の確保・市有施設の長寿命化対策・再生可能エネルギーの導入促進・水道施設の老朽化対策・汚水処理施設の老朽化対策・安全・安心で円滑な道路環境整備の推進・公共交通網の整備

4 計画の推進と進捗管理

(1) 分野別計画等の見直し

本計画は、総合計画を補完する並列の計画であるとともに、本市の強靱化の指針となる部局横断的な計画であることから、他の分野別計画等については、本計画の内容を踏まえ、必要に応じた改訂や内容の修正を行うこととします。

(2) 施策の推進と進捗管理

本計画の実行性を確保するとともに、各施策の進捗状況を常に把握するため、計画の進行管理を毎年度行うこととします。

進行管理を通して、施策の実施結果の確認と評価を行うとともに、評価結果を踏まえた見直し及び改善を行いながら、必要に応じて計画を見直すことで本計画のPDCAサイクルを確立します。

(3) 重要業績指標の設定

計画の進行管理を客観的に行うため、施策の進捗率や効果を把握するための重要業績指標を設定しました。

この指標は、毎年度実施する進行管理や各分野別計画の改訂を踏まえて、目標値の更新を行うほか、必要に応じて見直しを行うこととします。

個別施策編

(脆弱性評価の結果及び施策の推進方針)

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（1-1）

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	住宅・建物・施設等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

■ 主な施策（1-1）

No.	重点化	施策名	
1		住宅・建築物等の耐震化	P 2 6
2		被災建築物・被災宅地の応急危険度判定体制の整備	P 2 8
3		避難路等の整備	P 2 9
4	○	空き家対策	P 3 0
5	○	都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導	P 3 1
6		公園・緑地、広場等の整備	P 3 2
7		道路施設、公園施設、公営住宅の長寿命化	P 3 3
8	○	火災予防対策の推進	P 3 4
15		要配慮者対策	P 4 1
17	○	防災啓発・防災教育の推進	P 4 3
20		消防救急体制の充実・強化	P 4 6
29	○	避難収容及び避難所運営体制の整備	P 5 5
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P 6 7
53	○	地域防災力の向上	P 7 9

※施策No.着色の施策は再掲施策。

施策は「起きてはならない最悪の事態」において中心的な位置づけとなる箇所にそれぞれ記載しています（以下同様）。

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（1-2）

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

■ 主な施策（1-2）

No.	重点化	施策名	
9		水害予防対策の推進	P 3 5
10		河川管理施設の長寿命化（準用河川）	P 3 6
13		緊急情報等の情報収集・発信体制の確保	P 3 9
15		要配慮者対策	P 4 1
17	○	防災啓発・防災教育の推進	P 4 3
20		消防救急体制の充実・強化	P 4 6
29	○	避難収容及び避難所運営体制の整備	P 5 5
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P 6 7
53	○	地域防災力の向上	P 7 9

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（1-3）

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

■ 主な施策（1-3）

No.	重点化	施策名	
11		土砂等地盤災害予防対策の推進	P 3 7
13		緊急情報等の情報収集・発信体制の確保	P 3 9
15		要配慮者対策	P 4 1
17	○	防災啓発・防災教育の推進	P 4 3
20		消防救急体制の充実・強化	P 4 6
29	○	避難収容及び避難所運営体制の整備	P 5 5
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P 6 7
46	○	地域農業の担い手の確保・育成	P 7 2
53	○	地域防災力の向上	P 7 9

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（1－4）

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

■ 主な施策（1－4）

No.	重点化	施策名	
1 2		大雪時における除雪体制の確保	P 3 8
5 3	○	地域防災力の向上	P 7 9

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（1－5）

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■ 主な施策（1－5）

No.	重点化	施策名	
1 3		緊急情報等の情報収集・発信体制の確保	P 3 9
1 4	○	災害活動体制の整備	P 4 0
1 5		要配慮者対策	P 4 1
1 6		外国人対策	P 4 2
1 7	○	防災啓発・防災教育の推進	P 4 3
1 8	○	防災訓練の充実	P 4 4
5 3	○	地域防災力の向上	P 7 9

起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（２－１）

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

■ 主な施策（２－１）

No.	重点化	施策名	
19		防災備蓄の充実	P 4 5
32		大規模災害における広域連携	P 5 8
37		事業継続計画（上水道）の整備	P 6 3
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P 6 7
50		民間事業者との連携	P 7 6

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（２－２）

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■ 主な施策（２－２）

No.	重点化	施策名	
3		避難路等の整備	P 2 9
5	○	都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導	P 3 1
20		消防救急体制の充実・強化	P 4 6
21	○	消防施設・装備の充実強化	P 4 7
22	○	消防団の機能強化	P 4 8
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P 6 7

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（２－３）

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療・福祉機能の麻痺

■ 主な施策（２－３）

No.	重点化	施策名	
15		要配慮者対策	P41
23	○	社会福祉施設等の整備	P49
24		災害時医療体制の整備	P50
25		福祉避難所運営体制の整備	P51
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P67

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（２－４）

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4	被災地における感染症等の大規模発生

■ 主な施策（２－４）

No.	重点化	施策名	
24		災害時医療体制の整備	P50
26		感染症等予防対策	P52
38	○	汚水処理施設の老朽化対策	P64
39		事業継続計画（下水道）の整備	P65
40		農業集落排水施設の老朽化対策	P66
48		災害廃棄物処理対策の推進	P74

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（2-5）

事前に備えるべき目標	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■ 主な施策（2-5）

No.	重点化	施策名	
19		防災備蓄の充実	P45
23	○	社会福祉施設等の整備	P49
24		災害時医療体制の整備	P50
25		福祉避難所運営体制の整備	P51
26		感染症等予防対策	P52
27		指定緊急避難場所・指定避難所等の整備	P53
28		教育施設の長寿命化対策	P54
29	○	避難収容及び避難所運営体制の整備	P55
31	○	市有施設の長寿命化対策	P57
49		災害ボランティア受入体制の整備	P75

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（3-1）

事前に備えるべき目標	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	市職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下

■ 主な施策（3-1）

No.	重点化	施策名	
14	○	災害活動体制の整備	P40
18	○	防災訓練の充実	P44
30	○	業務継続体制の確保	P56
31	○	市有施設の長寿命化対策	P57
32		大規模災害における広域連携	P58

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（４－１）

事前に備えるべき目標	4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

■ 主な施策（４－１）

No.	重点化	施策名	
33		業務継続計画（民間事業者）の策定促進	P59
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P67

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（４－２）

事前に備えるべき目標	4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	食料等の安定供給の停滞

■ 主な施策（４－２）

No.	重点化	施策名	
34		農業生産基盤の整備	P60

■ 起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（５－１）

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期間にわたる機能の停止

■ 主な施策（５－１）

No.	重点化	施策名	
35	○	再生可能エネルギーの導入促進	P 6 1

■ 起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（５－２）

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	上水道等の長期間にわたる供給停止

■ 主な施策（５－２）

No.	重点化	施策名	
36	○	水道施設の老朽化対策	P 6 2
37		事業継続計画（上水道）の整備	P 6 3

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（５－３）

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

■ 主な施策（５－３）

No.	重点化	施策名	
38	○	污水处理施設の老朽化対策	P 64
39		事業継続計画（下水道）の整備	P 65
40		農業集落排水施設の老朽化対策	P 66

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（５－４）

事前に備えるべき目標	5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4	基幹交通から地域交通網まで、交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

■ 主な施策（５－４）

No.	重点化	施策名	
41	○	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	P 67
42		農林道の整備	P 68
43	○	公共交通網の整備	P 69

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（6-1）

事前に備えるべき目標	6	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生

■ 主な施策（6-1）

No.	重点化	施策名	
1 3		緊急情報等の情報収集・発信体制の確保	P 3 9
4 4		ため池の防災対策	P 7 0

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（6-2）

事前に備えるべき目標	6	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生

■ 主な施策（6-2）

No.	重点化	施策名	
1 3		緊急情報等の情報収集・発信体制の確保	P 3 9
4 5		有害物質の拡散・流出防止対策	P 7 1

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（6-3）

事前に備えるべき目標	6	制御不能な二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	農地・森林等の被害による二次災害の発生

■ 主な施策（6-3）

No.	重点化	施策名	
4 2		農林道の整備	P 6 8
4 6	○	地域農業の担い手の確保・育成	P 7 2
4 7		農業水利施設の老朽化対策	P 7 3

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（7-1）

事前に備えるべき目標	7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 主な施策（7-1）

No.	重点化	施策名	
48		災害廃棄物処理対策の推進	P74

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（7-2）

事前に備えるべき目標	7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 主な施策（7-2）

No.	重点化	施策名	
49		災害ボランティア受入体制の整備	P75
50		民間事業者との連携	P76

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（7-3）

事前に備えるべき目標	7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

■ 主な施策（7-3）

No.	重点化	施策名	
51		地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地・農業用施設の維持・保全）	P77

■ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策（7-4）

事前に備えるべき目標	7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■ 主な施策（7-4）

No.	重点化	施策名	
14	○	災害活動体制の整備	P40
17	○	防災啓発・防災教育の推進	P43
30	○	業務継続体制の確保	P56
49		災害ボランティア受入体制の整備	P75
52		地域コミュニティ力の強化	P78
53	○	地域防災力の向上	P79

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（1）

No.	1		
施策	住宅・建築物等の耐震化		
施策分野	都市基盤	担当部局	都市計画部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化 昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。 ・避難所及び避難経路のブロック塀の地震対策 避難所や避難経路に存在するブロック塀は、大地震により倒壊すると避難や緊急物資輸送の妨げとなることから、地震対策を促進する必要がある。 ・緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化 大規模地震により倒壊した建築物が、緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。 ・耐震診断義務付け路線の指定 群馬県耐震改修促進計画の改正により、前橋市内では国道17号及び50号が耐震診断義務付け路線に指定された。この道路沿道の建築物で耐震診断が義務化となった建築物は45棟存在することから、速やかに耐震診断が実施できるよう建築物所有者をサポートする必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の耐震化・安全化 災害時の防災拠点や応急活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を行い、結果に基づき計画的に耐震改修を行う。 ・特定建築物及び民間建築物の耐震化 耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、耐震化の推進を図り、民間建築物についても耐震化を推進する方策を実施する。特に一般木造住宅については、引き続き耐震診断及び耐震改修の補助を行い、耐震化の推進を図る。 ・避難所周辺及び避難経路等のブロック塀の耐震化 避難所に指定されている公共施設のブロック塀改修を促進する。さらに民間建築物のブロック塀に関しては、耐震化の必要性を広報紙等で啓発する。 ・耐震診断義務付け建築物所有者への説明 耐震診断が義務化となった経緯や耐震化の重要性を説明し理解を得て、「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」を取り交わす。 ・耐震診断委託費の補助 耐震診断の実施に当たっては、国・県・市による補助制度を活用することにより限度額以内であれば無料で診断が受けられることから、積極的な活用を促す。 ・耐震診断の実施 耐震診断の実施は期限が設定されていることから、速やかに耐震診断が実施できるよう、制度に関する説明・相談の機会を多く設ける。 		

主な個別事業	担当所属
建築物等耐震化促進事業	建築指導課
木造住宅耐震診断者派遣事業	建築指導課
診断済住宅無料訪問相談事業	建築指導課
木造住宅耐震改修費補助事業	建築指導課
耐震シェルター等設置補助事業	建築指導課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（２）

No.	2
施策	被災建築物・被災宅地の応急危険度判定体制の整備
施策分野	都市基盤 担当部局 都市計画部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定体制の整備 地震によって広範囲にわたって建築物が被災した場合、これらの倒壊等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用の可否を迅速に判断することは、市民の安全確保など、建築物の二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した住宅・建築物の危険度を判定する応急危険度判定の体制整備や判定士の育成を図る必要がある。 ・被災宅地の応急危険度判定体制の整備 地震による法面崩落や液状化現象・地割れ等で宅地が被災した場合、これら崩落等による二次災害の発生が懸念される。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用の可否を迅速に判断することは、市民の安全確保など、宅地の二次災害を防止するために不可欠であるため、被災した宅地の危険度を判定する応急危険度判定の体制整備や判定士の育成を図る必要がある。
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定士の養成、登録 県及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を推進する。 ・実施体制の整備 応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、円滑な実施のため体制の整備を図る。 ・制度の普及啓発 県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。 ・被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成 本市が被災地となり被災建築物の応急危険度判定を行う場合、全国各地から判定士を受け入れることが想定されることから、判定活動を支えるコーディネーターの養成を行う。
主な個別事業	担当所属
被災建築物応急危険度判定講習会	建築指導課
被災建築物応急危険度判定コーディネーター養成講習会	建築指導課
被災建築物応急危険度判定実施訓練	建築指導課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（3）

No.	3		
施策	避難路等の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	都市計画部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・狭あい道路の解消 大規模自然災害が発生し、避難所までの避難経路となる道路は生活道路が大半であり、狭あい道路となっている路線も数多く存在する。狭あい道路は、災害発生時において建築物の倒壊等による避難路の寸断や火災の延焼拡大が懸念されるため、狭あい道路を解消する必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>・前橋市生活道路後退用地整備事業の推進 建築基準法第42条第2項に規定する道路に係る後退用地の寄付を条件に、市で測量、分筆、登記及び道路整備を行い、奨励金を交付することにより狭あい道路の拡幅整備を推進する。</p> <p>・狭あい道路拡幅整備事業の推進 地域の要望を踏まえ関係者の同意を得られた狭あい道路について、用地取得、損失補償及び拡幅整備工事等を実施することにより、緊急車両のスムーズな通行を確保するとともに生活環境の改善や安全性に配慮した人にやさしい道づくりを推進する。</p>		
主な個別事業			担当所属
前橋市生活道路後退用地整備事業			建築指導課
狭あい道路拡幅整備事業			道路建設課 東部建設事務所

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４）

No.	4	重点化施策	
施策	空き家対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	都市計画部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家対策 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため総合的な空き家対策を推進する必要がある。 ・ 所有者への指導 倒壊の危険がある空き家に対し所有者へ適正管理の指導を行っているが、改善されない空き家もあるため、所有者へ意向調査を実施することで、個別の事情等を把握しながら問題解決へ向けて指導していく必要がある。 ・ 所有者不明空き家の対応 所有者が不明の危険空き家については指導できないため、市で危険を排除する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者への指導 補助事業を活用することで、リフォームや解体を促進し、問題解決へ向けてサポートするよう努める。 ・ 所有者不明空き家の対応 略式代執行による解体も含め、改善策を検討する。 		
主な個別事業			担当所属
空き家対策支援事業			建築住宅課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（５）

No.	5	重点化施策	
施策	都市基盤整備の推進と都市機能施設の誘導		
施策分野	都市基盤	担当部局	都市計画部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能を高める都市基盤施設配置 都市型集中豪雨のように、短時間に降った雨が特定地域に集中する傾向がある。既成市街地で面整備が行われていない区域では、木造家屋の密集と狭い街路が目立ち、公園等の都市基盤施設整備が遅れていることから、防災上の安全を考慮した街区の形成を考慮した計画的な施設配置が必要である。 ・市街地の不燃化の促進 地震時の火災、大規模市街地火災等を防止する必要がある。 市街地において道路、公園等の都市基盤施設を整備する必要がある地域がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機能を高める都市基盤施設配置 幹線雨水排水路の整備を進める。 延焼の危険性の高い地域を中心に、都市計画道路を中心とした主要幹線道路や公園等で構成される延焼遮断帯で囲むことにより延焼をくい止める防災上の安全を考慮した街区概念を活用した都市基盤施設配置に努める。 ・市街地の不燃化の促進 商業系用途地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域並びに密集市街地における避難路及び避難地周辺地区等、都市防災上不燃化を推進する必要がある地域については、都市の耐火・不燃化の促進を図る。 建物の防火・不燃化や老朽住宅の建て替えの促進、生活道路の拡幅整備、公共空地の確保等の施策推進に努める。 ・大規模災害への事前準備 大規模災害が発生した際、早期に復興に向けたまちづくりに取り組めるよう国のガイドラインに基づき、復興事前準備に関する検討を進める。 		
主な個別事業			担当所属
千代田町三丁目土地区画整理事業			市街地整備課
二中地区（第一）土地区画整理事業			市街地整備課
新前橋駅前第三土地区画整理事業			市街地整備課
文京町四丁目土地区画整理事業			区画整理課
復興まちづくり計画			都市計画課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（6）

No.	6		
施策	公園・緑地、広場等の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	建設部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災空間の確保 地域防災計画に基づく災害に強い都市空間を整備するため、公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設の整備を進め防災空間の確保に努めているが、災害時における避難地（指定緊急避難場所等）、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースや、応急救助活動、応急物資集積地の充実、既存施設の機能見直しなど必要な施設の整備に努める必要がある。 ・ 防災機能の強化 地域防災計画に基づく災害に強い都市空間を整備するため、公園、道路、河川等の都市基盤施設の整備を行い、有効な防災機能の整備を進める必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園等の整備 災害時における避難地（指定緊急避難場所等）の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。 ・ 公園等の防災機能の強化 避難地（指定緊急避難場所等）となる都市公園等において、災害応急対策に必要となる施設(備蓄倉庫等)の整備や防災物流拠点にける機能強化を進める。 		
主な個別事業			担当所属
都市公園事業（前橋総合運動公園（拡張））			公園緑地課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（7）

No.	7		
施策	道路施設、公園施設、公営住宅の長寿命化		
施策分野	都市基盤	担当部局	建設部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の長寿命化 橋梁・横断歩道橋・舗装について長寿命化修繕計画を策定し維持管理を行っているが、現状では事後保全の対応に追われており、目標とする計画的な維持管理ができていない。計画量に対し、予算や人材の継続的な確保が必要である。また、道路付属物（道路標識・道路照明灯・防護柵・側溝・擁壁・法面等）の長寿命化が未検討であり、今後の計画策定が必要である。 ・公園施設の長寿命化 市内の公園・緑地等における施設の管理について『前橋市公園施設長寿命化計画』により計画的に維持・管理を行っているが、今後も長期的に機能を保全しつつ、持続的に公園の防災・減災機能を確保する必要がある。 ・公営住宅の長寿命化 公営住宅については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう対策を行い、公営住宅を良好な状態に保つ必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の長寿命化 既存長寿命化修繕計画については、定期点検後速やかに計画修正を行えるようにする。また、計画未策定の各施設については、計画策定を進め、前橋市の道路施設全体の管理計画策定に向けて取り組んでいく。 ・公園施設の長寿命化 長期的な点検を行い、健全度を把握するとともに、調査により危険度に応じて適切な時期に施設の更新を図る。また、災害時に一時避難所としての機能を果たせるように、平時から備える。 ・公営住宅の長寿命化 長寿命化計画及び維持修繕計画に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める。 		
主な個別事業	担当所属		
橋梁長寿命化修繕計画事業	道路管理課		
舗装長寿命化修繕計画事業	道路管理課		
横断歩道橋長寿命化修繕計画事業	道路管理課		
都市公園長寿命化推進事業	公園管理事務所		
公営住宅の長寿命化	建築住宅課		

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（８）

No.	8	重点化施策	
施策	火災予防対策の推進		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	消防局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の火災予防対策 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、被害が大きくなる恐れがあるため、防火防災管理体制の強化及び消防用設備等の適切な維持管理について、指導を行う必要がある。 ・林野火災予防対策 山林火災が発生すると鎮圧に時間を要するとともに消火活動隊や住民の生命に被害が及ぶ危険もあるため、積極的に火災予防啓発活動を行う必要がある。 ・住宅用防災機器の設置等の推進 住宅用防災機器の設置により、住宅火災発生時、早期に火災に気づき、初期消火や避難をすることで被害の軽減につながるため、積極的に啓発活動を行っていく必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の火災予防対策の充実 防火対象物の防火防災管理体制を確立するため、査察や消防訓練指導などにより、関係者に対して継続的な指導を行う。 ・林野火災予防対策の充実 山林の所有者や登山者など、山に出入りする人に対して、火災予防に向けた意識啓発を行う。 ・住宅用防災機器の設置指導及び維持管理の推進 NPO 法人との協働による高齢者家庭等を対象とした住宅用防災機器の取付支援や消防職員による取付支援を行うとともに、市民に対して広く住宅用防災機器の設置及び維持管理の促進を図り、防火に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、広報やホームページをはじめ、様々な媒体を活用するとともに、各種イベントや防火訪問においてリーフレット等を配布するなど、積極的に広報する。 		
主な個別事業		担当所属	
防火対象物査察		予防課	
高齢者家庭等防火訪問		予防課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（9）

No.	9		
施策	水害予防対策の推進		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策 水防計画に定める市内重要水防箇所について、必要な堤防整備等が計画的に進められるよう、河川管理者である群馬県に対し継続的に整備等の要望を行う必要がある。 ・水害に関する災害危険区域の周知 市民一人ひとりが適切な避難行動をとれるよう、ハザードマップの意味や安全確保の考え方など、避難に関する理解を高める取組みを進める必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な水害対策 県と協力して、利根川水系及び広瀬川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水量の増大に対処する。また、計画規模を超える出水があったときには、河川・水路の各管理者と連携・協力しながら洪水及び浸水等の水害予防策を講じるなど、ハード対策とソフト対策の両面からの対策を進める。 ・水防施設等の点検・整備 各河川管理者等に対しては、治水機能や水位観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて水位計やカメラなどの観測機器を整備するよう要請する。あわせて、応急対策活動に使用する水防倉庫の整理と資器材の調達を計画的に進める。 ・水害に関する災害危険区域の周知 地域における水害の危険性が理解されるよう、市内水位周知河川の浸水想定区域の周知とともに避難先や避難情報の発令基準、避難行動のとり方などをハザードマップの配布や各種防災啓発事業を通じて周知する。 		
主な個別事業			担当所属
洪水ハザードマップの作成・配布			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（10）

No.	10		
施策	河川管理施設の長寿命化（準用河川）		
施策分野	都市基盤	担当部局	建設部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川構造物の維持管理 河川構造物が空石積みといった脆弱な構造が多いことや老朽化により、損傷箇所が見受けられ護岸が崩れる恐れがある。暗渠構造となっている区間については損傷箇所の把握が困難なため、漏水の危険性があり隣接地へ影響を与えかねない。また、ゴミや土砂の堆積により河川断面が減少し、流下能力が低下することにより浸水被害が発生する恐れがある。 ・河川内の雑木 河川内へ生えている雑木が支障となり河川を閉塞する恐れがあることや、護岸に近接した箇所へ生えている巨木が、生育不良や腐朽等の欠陥を原因とする倒木により、隣接民家へ損害を与える恐れがある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・河川構造物の維持管理 河川パトロールの頻度を増やし目視可能な箇所についての点検実施や暗渠構造等の目視が困難な箇所については河川構造物の診断にノウハウのあるコンサルタント等へ業務委託を行い効率的に修繕を行い、施設の長寿命化を図る。また、定期断水時の浚渫だけでなく河川パトロールの際にゴミや土砂の堆積が確認された場合は適宜浚渫し河川断面を確保する。 ・河川内の雑木 河川の流下に支障となる雑木は伐採し、河川区域の雑木については樹木診断などにより緊急度を判断し伐採などの対策を行う。 		
主な個別事業		担当所属	
準用河川管理業務（伐採、修繕）		道路建設課	
準用河川除草業務		道路建設課	
準用河川浚渫委託		道路建設課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（11）

No.	11			
施策	土砂等地盤災害予防対策の推進			
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部	
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な土砂災害対策 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策として、住民による住宅建築や改築時の構造強化を促すほか、県等による急傾斜地崩壊防止工事の実施を促す必要がある。 ・造成宅地等の宅地防災対策 本市では、大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある大規模盛土造成地マップの作成及び公表を行った。今後実施する予定の予測調査により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定し、宅地の防災対策を促進する必要がある。 ・土砂災害に関する災害危険区域の周知 市民一人ひとりが土砂災害発生時に適切な避難行動をとれるよう、土砂災害危険区域や土砂災害危険箇所の内容や安全確保の考え方など、避難に関する理解を高める取組みを進める必要がある。 			
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な土砂災害対策 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等に関する周知に努めるとともに、危険が予想される地区に対して、平時から大雨の際の避難行動等についての啓発を行う。また、関係区域の地権者等に対して、必要な防災措置をとるよう伝達するなど、ハード対策とソフト対策の両面からの対策を進める。 ・造成宅地の災害対策 大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある盛土造成地について、変動予測調査の実施により変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定することにより宅地の災害対策を促進する。 ・宅地防災対策 宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、保全について所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。 ・土砂災害に関する災害危険区域の周知 地域における土砂災害の危険性が理解されるよう、市内の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等に関する周知とともに避難先や避難情報の発令基準、避難行動のとり方などをハザードマップの配布や各種防災啓発事業を通じて周知する。 			
主な個別事業				担当所属
大規模盛土マップの作成・公表				建築指導課
変動予測調査の実施				建築指導課
土砂災害ハザードマップの作成・配布				防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（12）

No.	12		
施策	大雪時における除雪体制の確保		
施策分野	都市基盤	担当部局	建設部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>本市は太平洋側の内陸に位置する都市であり、年間降雪量は少なく、日本海側の都市のように市民生活は降雪・積雪への例年的な対応を前提としていない。したがって、大型除雪機材の確保は十分とはいえず、降雪時は一般的な土木用機材で除雪することが多くなる。</p> <p>しかしながら、例年10日未満の降雪日があり、平成26年2月を例とする突発的な大雪の発生可能性は否めないこと、降雪時の初動対応の遅れにより、凍結した雪の除去に多くの労力を要したことなどを鑑み、除雪の開始基準などを適切に情報提供し、市民の協力体制の下、ライフラインと移動手段を確保する必要がある。併せて、降雪時における医療機関や防災拠点施設等へのアクセス性を確保し、円滑な通行を可能とすることが重要となる。</p>		
施策の推進方針	<p>雪害による交通網のまひや物流の停止、市民生活の影響を最小限にするため、事前の体制整備等を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪計画、マニュアル等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 優先して除雪する区間の設定 積雪量に応じた除雪の開始基準や初動体制のマニュアル化 ・ 除雪資機材の整備 <ul style="list-style-type: none"> 小型除雪機の導入や各施設管理者による除雪機材購入の推進 融雪剤等の備蓄 ・ 廃雪場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者や公園管理者との調整 ・ 市民の協力体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 初動時期の情報提供、生活道路の除雪協力 		
主な個別事業		担当所属	
道水路補修改良事業		道路建設課 道路管理課 東部建設事務所	
道水路管理運営事業		道路管理課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（13）

No.	13		
施策	緊急情報等の情報収集・発信体制の確保		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の整備 災害警戒時において気象情報や災害情報の迅速な収集を行うことに加え、災害発生時には、災害対策本部全体で被災情報等を共有する必要があるため、情報の収集や一元化を可能とするシステム等の導入を検討する必要がある。 また、大規模災害発生時は、被災者情報を軸にして被災者支援メニュー各種を提供することが望ましいため、マイナンバーの活用を視野に入れた被災者支援台帳の整備を研究する必要がある。 ・情報発信・伝達体制の整備 避難情報等の緊急情報が全ての市民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らずにさまざまな方法によって情報発信を行う必要がある。また、現在運用している防災行政無線機器の老朽化が進んでいることから、計画的な更新と長期的な視点に立った整備のあり方を検討する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の充実 防災関連情報の収集のために、地域衛星通信ネットワークや震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、気象情報収集システムなどを適切に維持・運用するとともに、災害対応時における各種情報を全庁的な共有に努める。また、災害情報を一元的に集約・整理するシステムの導入に向けた研究を進める。 ・情報発信・伝達体制の充実 早期警戒情報や緊急情報を市民に確実に伝達するため、防災行政無線や防災ラジオ、緊急速報メール、テレビデジタル放送（Lアラート）、まちの安全ひろメール、HP・SNS、高齢者避難情報コールサービスなど、多様できめ細かな手段による情報発信体制を整えるとともに、機器及びシステムの維持管理と更新を計画的に進める。 ・災害広報体制の整備 発災時の災害広報が迅速に行えるよう、報道機関や関係機関（国、県、警察、消防局・消防団、自治会、民生委員等）への情報提供の仕組みを整える。 ・防災のための個人情報の収集・活用と保護 避難行動要支援者制度をはじめとする防災のための個人情報の収集・活用について、個人情報保護条例にのっとった運用を徹底するとともに、大規模災害発生時における個人情報の収集・活用についても適切な運用に努める。 		
主な個別事業	担当所属		
防災行政無線の更新	防災危機管理課		
まちの安全ひろメールの登録促進	防災危機管理課		
高齢者避難コールサービスの周知	防災危機管理課		

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（14）

No.	14	重点化施策	
施策	災害活動体制の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害活動組織の整備及び維持 地域防災計画に基づく警戒体制及び対応体制の構築として、全庁的な役割分担や職員配備区分等を定めて運用を行っているが、所属によっては人員体制が十分に確保できない面がある。災害警戒の段階から全庁的な協力体制を整備することに加え、状況に応じて柔軟に人員調整が行える組織体制を構築する必要がある。 ・初動対応の共通認識づくり 大規模災害発生時の初動において、職員一人ひとりがすみやかに職場参集を行うとともに、各部局の役割分担を踏まえた初動対応や応急対策をとることができる体制を確立する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害活動組織の整備及び維持 防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備と充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員配備区分、動員体制及び勤務時間外における参集体制の整備を行うとともに、運用にあわせた柔軟な見直しを適宜行う。 ・職員行動マニュアルや大規模災害時業務の整備 発災時に迅速かつ的確な初動対応及び災害応急対策が行えるよう、職員行動マニュアルや大規模災害時業務マニュアルを整備するとともに、全庁的な内容確認及び時点見直しを定期的に行う。 ・庁内人材の育成・確保 職員を対象にした防災教育の充実に努め、専門的知見を有する職員の確保及び育成を図る。 また、全職員を対象にした防災研修、防災講演会、防災マニュアル等確認の機会を積極的に設け、職員一人ひとりの防災業務の理解と市役所全体の防災意識の高揚を図る。 		
主な個別事業			担当所属
職員行動マニュアルの整備			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（15）

No.	15		
施策	要配慮者対策		
施策分野	健康・福祉	担当部局	福祉部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度 災害時に避難が困難な障害のある方や高齢者などが安全に避難するため、要支援者の支援体制を整備する必要がある。 ・要配慮者利用施設の避難確保体制の確保 浸水想定区域内及び土砂災害危険区域内にある要配慮者利用施設等については、全ての施設において避難確保計画が作成され、定期的な訓練が実施されるよう促す必要がある。また、当該施設等が災害にあった場合には、迅速に情報収集を行う必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者制度 避難行動要支援者制度によって、地域の要配慮者の情報を関係機関で共有し、避難することが困難な障害がある方や高齢者について、地域の助け合いによる支援を行う体制を整備する。 また、地域に加え、配慮が必要な方に関わる事業所や組織・機関等を含む支援者全体で連携しながら災害時の支援等が行える仕組みの整備に努める。 ・要配慮者利用施設等の避難確保体制の確保 浸水想定区域内及び土砂災害危険区域内にある要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成を促すとともに、計画に基づく訓練実施を促進する。また、市と各施設との連絡・連携体制の仕組みを整え、避難情報等の伝達を迅速に実施できる体制を確保する。 さらに、当該施設等が災害にあった場合には、情報収集及び応急対応を行うことができる体制づくりに努める。 		
主な個別事業	担当所属		
避難行動要支援者制度の実施	防災危機管理課		
避難確保計画の作成促進及び訓練の実施促進	防災危機管理課 福祉部 健康部 教育委員会事務局		

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（16）

No.	16		
施策	外国人対策		
施策分野	健康・福祉	担当部局	文化スポーツ観光部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民の防災知識及び防災意識の普及啓発 日本人と比較すると、母国で台風や地震などの災害経験がない在住外国人が多く、防災に関する意識が低い傾向にある。在住外国人に対し、本市で想定される災害への対策について意識啓発を図る必要がある。 ・災害時における組織体制の構築 災害時に在住外国人被災者へのスムーズな情報提供、適切な支援につなげることができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要である。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・在住外国人への教育普及 平時において、出前講座などを活用して本市で想定される災害及び防災について学ぶ機会を提供し、本市の多文化共生を推進することで、在住外国人だけでなく、日本人にも共生の意識を高め、地域防災の共同力向上を図る。 ・災害時の避難施設多言語化及び周知 災害時の避難施設を在住外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や JIS 規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用を進める。 ・国際交流関係機関との連携による防災体制の確立 前橋市国際交流協会をはじめ、関係機関と連携することで、多言語での情報提供及び災害時一元的相談窓口としての体制を構築し、在住外国人への適切な支援につなげる。 		
主な個別事業			担当所属
国際交流協会支援事業			文化国際課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（17）

No.	17	重点化施策	
施策	防災啓発・防災教育の推進		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識及び防災関連行事参加の世代間格差 各地域での防災関連行事では、参加者における世代間の偏りが目立ち、主に若年者や子育て世代の参加を促す必要がある。 ・防災分野における多様性への配慮 価値観の多様化に伴い、支援や配慮が必要な人を社会全体で支える仕組みを整えることが求められている。そのため、災害時の避難所運営をはじめとする防災分野においても多様性に配慮した仕組みづくりと意識啓発を行う必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への防災知識の普及 地域行事や防災関連行事等のさまざまな機会を捉え、市民の防災意識向上とともに、「自らの命は自らが守る」という自助意識醸成の徹底を図る。 ・保育・学校教育・社会教育における防災啓発及び防災教育 小中学校を中心とした児童及び生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。実施にあたっては、定期的に行われる学校行事や地域行事の機会にあわせた実施を検討するなど、教育活動や生涯学習活動の中で防災啓発及び防災教育が実施できるよう努める。 ・多様性への配慮を取り入れた防災体制の確立 男女共同参画やLGBTへの配慮など、配慮が必要な方のニーズの違いを捉えた防災対策を進めるため、防災の計画や方針づくりにおいては、多様性への配慮の視点を取り入れた防災体制づくりに努める。 		
主な個別事業			担当所属
出前講座の実施			防災危機管理課
防災教育の推進			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（18）

No.	18	重点化施策	
施策	防災訓練の充実		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災訓練の充実 災害対応体制を確認するための各種訓練（災害対策本部設置訓練、初動対応訓練、避難所開設訓練等）を計画的に実施しているが、関係所属等の一部職員を対象にした訓練が多いことから、全職員を対象にした防災研修等の機会を充実する必要がある。 ・関係機関と連携した防災訓練の実施 国、県、警察及び自衛隊等の公的機関と連携した訓練は定期的に行っているものの、民間事業者や民間関係機関との連携を確認する機会が少ない状況にあるため、幅広い連携体制を構築維持するためにも、訓練を通じた関係づくりに努める必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災訓練の充実 市の応急対策体制を確立することを目的に、職員動員、情報収集・報告、避難・救助、通信等の個別訓練を適宜実施するほか、その他災害別の防災訓練などの実施に努める。 ・関係機関と連携した防災訓練の実施 関係機関との連携体制の強化を図るための総合防災訓練を定期的に行うほか、福祉避難所や防災協定・防災協力事業所など、民間事業者との連携体制を確認するための訓練企画の充実を図る。 		
主な個別事業			担当所属
総合防災訓練の実施			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（19）

No.	19		
施策	防災備蓄の充実		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公助による防災備蓄の確保 これまで計画的な購入と更新を進めてきた防災備蓄について、可能な限り年度間予算の平準化に努めながら、必要量を確保・維持できるよう努める必要がある。また、備蓄を行う品目について、配慮が必要な方のための食糧及び生活物資（流動食、アレルギー食、液体ミルク、オムツなど）の充実を検討する必要がある。 ・ 防災倉庫の整備 公助による防災備蓄については、各避難所の備蓄倉庫や拠点倉庫に計画的に配備するとともに、倉庫の配置箇所や備蓄量及び内容についても適切に整備・更新していく必要がある。 ・ 自助による備蓄の推進 災害に備えた食糧や生活用品の備蓄は、各家庭それぞれにおいて用意することが基本であることを広く啓発する必要がある。 ・ 共助による備蓄の推進 地域における防災備蓄の充実を促し、自助では対応しきれない部分と公助ではきめ細かくフォローできない部分を共助によって解決を図る必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公助による防災備蓄の確保 災害発生時の初動時から、避難者及び被災者に対して必要な食糧、飲料水（ペットボトル飲料水）及び生活用品が提供できるよう、被害想定を踏まえた防災備蓄を指定避難所それぞれに必要な数ずつ配備するよう努める。また、防災備蓄の点検及び棚卸を定期的に行い、耐用年数や賞味期限のあるものの随時入換えを行うなど、備蓄品の適正な管理に努める。 さらに、災害応急対策の円滑化を図るため、食糧や生活必需品、資機材、燃料などについては、流通備蓄や応援物資から調達できるよう、災害時支援協定等による物資調達体制を万全にしておく。 ・ トイレ対策 災害発生初動時から問題となるトイレへの対策として、避難所開設初動の段階からすみやかに対応できるよう防災備蓄に簡易トイレや便袋を十分に確保することとする。このほか、マンホールトイレの整備や仮設トイレの備蓄など、多様な方策によって柔軟に対応できる体制を整える。 ・ 自助による備蓄の推進 世帯の状況に応じた3日以上分の食糧等を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう促す。また、アレルギー対応食や医薬品などのそれぞれの事情によって必要となる備蓄についても平時から準備しておくよう啓発を行う。 ・ 共助による備蓄の推進 自主防災組織を中心とした地域単位の防災備蓄（食糧や飲料水等）が充実されるよう促す。また、自主防災組織が発災時等に活用する防災用資機材についても、補助制度等によって充実を促す。 ・ 防災用資機材等の充実 災害対応のための応急活動用資機材及び救助・救出用資機材については、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。 		
主な個別事業			担当所属
災害備蓄食糧及び資機材購入事業			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（20）

No.	20		
施策	消防救急体制の充実・強化		
施策分野	都市基盤	担当部局	消防局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・救急活動の充実 大規模自然災害発生時、多数の傷病者等が発生した場合に、救急車の不足により、救急救命処置や医療機関への搬送等の救急活動が遅延する恐れがある。救急隊等による救急救命処置が開始されるまでの間、現場に居合わせた市民、自主防災会及び事業所等による応急手当の協力が必要である。 ・消防力の充実強化 大規模自然災害発生時には被害が広範囲となるため県内外から派遣される消防応援隊が必要となる。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・救急活動の充実 大規模自然災害発生時、多数の傷病者に対し、必要な応急手当を迅速かつ的確に実施するため、応急手当の普及啓発を引き続き行う必要がある。市民に対しては、応急手当に関する講習を通じて知識や技術を広めることにより、救急隊等の連携を強化し、救急活動の充実を図る。 ・広域応援体制の充実 県内消防応援隊、緊急消防援助隊等の応援が必要不可欠であるため、各種計画に基づく合同訓練等により検証し、連携及び受援体制の強化を図る。 		
主な個別事業			担当所属
救急体制充実事業			警防課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（21）

No.	21	重点化施策	
施策	消防施設・装備の充実強化		
施策分野	都市基盤	担当部局	消防局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震被災時における各消防署の防災拠点機能の維持 地域防災計画や耐震改修促進計画に基づき、消防庁舎（消防局・中央消防署及び10消防署）の耐震化を計画的に進めているが、本市が新耐震基準の想定（震度6から7）を上回る大地震に被災した場合、庁舎や車庫が倒壊・崩壊等の損害を受け、職員の負傷や消防車両の損壊等により迅速かつ十分な出動体制が確保できない可能性がある。 ・消防力の充実強化 大規模自然災害等発生時において、火災が発生した場合に消火水の確保が困難となるため、消火栓や耐震性貯水槽の計画的な設置が必要である。車両及び資機材の老朽化により性能低下や故障が多くなり、災害活動時の消防力の低下が懸念されるため、車両及び資機材の定期的な更新整備が必要である。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震被災時における各消防署の防災拠点機能の維持 市有施設予防保全計画や建築基準法第12条点検の結果を踏まえた施設の維持管理を行い、庁舎の重要かつ安全管理上必要な部位に破損等が確認された場合は、速やかに修繕対応を行うか早期改修を計画する。 ・河川氾濫時等における消防局庁舎の防災拠点機能の維持 現状における庁舎の受電・発電設備設置場所は、地上からの水の流入のほか地下水の流入も想定されるため、設置場所の変更等、費用対効果を踏まえて今後の対策について検討していく。また、最悪の事態として庁舎機能がダウンした場合における、各消防署との連携や隣接消防本部への応援要請についても検討する必要がある。 ・消防水利の整備 市内全域を対象として、消火栓及び耐震性貯水槽の計画的な設置を図る。 ・車両及び資機材の充実強化について 災害活動において、迅速な消防活動を展開するための阻害要因として車両及び資機材の老朽化による性能低下や故障があり、この阻害要因を排除するためには、定期的な更新が必要であることから、継続して車両及び資機材の更新整備を行い、消防力の充実強化を図る。 また、緊急消防援助隊に登録することにより、国から車両及び資機材の無償貸与や国庫補助が可能であり、所有車両の更新効率が向上するため、登録隊数を維持する。 		
主な個別事業			担当所属
消防庁舎等建設事業			消防局総務課
消火栓整備事業			警防課
耐震性貯水槽建設工事			警防課
消防車両整備事業			警防課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（２２）

No.	22		重点化施策
施策	消防団の機能強化		
施策分野	都市基盤	担当部局	消防局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の状況 就労構造の変化による被雇用者の増加、高齢化社会の進展等により消防団員は年々減少し、地域防災力の低下が懸念されており、近年、頻発する大規模災害に対応するためには、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化が必要である。 ・ 消防団車両の状況 消防団に配備している消防団車両は、多くの車両が配備から10年以上経過し、老朽化による性能低下や故障が多くなり災害活動時の消防力低下が懸念されるため、車両の定期的な更新整備が必要である。 ・ 車庫詰所の状況 消防団員が災害対応を行うための拠点である車庫詰所は、多くの施設が築30年前後経過しており、老朽化が課題であるため、適切な維持管理による機能保全及び改修による長寿命化を図り、組織基盤の強化を図る必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員確保 消防団員の処遇改善や特典の拡大に努めるとともに、あらゆる機会を捉え学生や女性の入団を促進するなど、消防団員確保のための施策を推進する。 ・ 消防団の機能強化 地域防災力向上のため、消防団の拠点施設である車庫詰所、消防団車両、装備品等の計画的な改修・更新を図り、消防団の体制・装備・災害対応力の充実強化を推進する。 		
主な個別事業			担当所属
消防車両整備事業			警防課
消防団運営事業			消防局総務課
消防団車庫詰所整備管理事業			消防局総務課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（23）

No.	23	重点化施策	
施策	社会福祉施設等の整備		
施策分野	健康・福祉	担当部局	福祉部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の整備 社会福祉施設について、国土強靱化計画に位置付けて、耐震化や防災に関連した整備及び改修等を行う必要がある。 ・社会福祉施設の耐震化 社会福祉施設では利用者の安全確保を図るため、耐震化整備を推進していくことが必要である。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の整備 児童福祉、高齢者、障害者施設等の社会福祉施設について、国土強靱化地域計画に位置付けるとともに、国の交付金等を活用することにより、耐震化や防災に関連した整備及び改修等を行っていく。あわせて、社会福祉施設事業者からの要望等に基づいて、計画的に社会福祉施設の整備及び改修等を支援する。 		
主な個別事業		担当所属	
社会福祉施設等の整備		社会福祉課 子育て支援課 子育て施設課 長寿包括ケア課 介護保険課 障害福祉課 指導監査課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（24）

No.	24		
施策	災害時医療体制の整備		
施策分野	健康・福祉	担当部局	健康部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療機関との連携 災害により通常の医療体制では対応できない多数の患者発生時や医療機関の被災時に医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施することが求められている。市民の医療需要に即応する、迅速かつ的確な情報伝達、災害拠点病院や群馬県との緊密な連携、避難所への医療チーム（DMAT や保健師など）の派遣調整などが必要となる。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療情報の収集伝達体制の整備 現行の国の広域災害救急医療情報システムや群馬県広域災害・救急医療情報サービスを活用するとともに迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集の仕組みづくりに努める。 ・医療関係団体との協力体制の確立 平時において、前橋市災害医療保健対策会議の開催による市と関係団体（県、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携強化と情報共有を図る。 ・災害拠点病院等の防災関係機関と連携した訓練を通じた対応力の向上 年に1回程度関係機関と連携した災害を想定した訓練を行うことにより、相互の連携を強化し、災害対応力の向上を図る。 		
主な個別事業			担当所属
災害医療保健対策訓練の実施			保健総務課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（25）

No.	25		
施策	福祉避難所運営体制の整備		
施策分野	健康・福祉	担当部局	福祉部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所に関する体制整備 福祉避難所として指定している施設（市有施設及び民間社会福祉施設等）とともに、福祉避難所開設の流れや開設に係る手続等、福祉避難所の体制や対応についての認識を共有する必要がある。 福祉避難所に関する周知 福祉避難所の開設時期や避難の流れについての市民周知を行うことに加え、民生委員や地域包括支援センター等の地域の要配慮者支援関係者ととともに、仕組み等の共通認識を持つ必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所に関する体制整備 福祉避難所指定施設に対し、協定に係る意向確認を行うほか、緊急連絡先確認や開設手続に関する訓練等を定期的実施するなどして、福祉避難所体制の維持に努める。 福祉避難所に係る周知 福祉避難所に関する市民理解を高めるため、自主防災訓練や出前講座などを通じて地域における周知に取り組むとともに、要配慮者支援関係者を対象にした研修等を行う機会を積極的に設け、関係者の理解と協力を得られる体制づくりを推進する。 		
主な個別事業	担当所属		
福祉避難所に関する市民周知	防災危機管理課 社会福祉課		

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（26）

No.	26		
施策	感染症等予防対策		
施策分野	健康・福祉	担当部局	健康部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策 災害時における感染症の発生防止のためには、平時から予防接種や生活環境を衛生的にしておく必要がある。予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率は、第1期が98.4%、第2期が98.5%（R1年度）となっている。国の目標接種率95%は超えているが、引き続き接種率の維持向上に向け普及啓発等により一層努めていく必要がある。 ・衛生的で良好な避難所環境の確保 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境、トイレやごみ保管場所の適正管理など、助言・指導を行っていく必要がある。 ・医療関係団体との連携体制の構築 感染症の集団発生による医療救護班や医療機関への患者の過度の集中を防ぐため、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施できるよう、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の促進や感染症対策への啓発 災害時における感染症の発生防止のため、平時から予防接種の勧奨や、感染症の予防啓発について、周知を図り、取組を促進する。 ・衛生的で良好な避難所環境の確保 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における室内環境、トイレやごみ保管場所の適正管理などを助言・指導を行うための体制整備を図る。 また、避難所内における感染症等拡大防止のため、必要な措置をとるとともに、感染症等対策のための防災備蓄の充実に努める。 ・医療関係団体との連携体制の構築 感染症の集団発生による医療救護班や医療機関への患者の過度の集中を防ぐため、避難所を中心として感染症対策（発生予防・拡大防止等）を実施できるよう、研修会や訓練などを通じ、保健活動、疫学調査、医療救護などとの連携体制を構築する。 		
主な個別事業			担当所属
予防接種事業			保健予防課
災害医療保健対策訓練の実施			保健総務課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（27）

No.	27		
施策	指定緊急避難場所・指定避難所等の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の選定・整備 災害別に開設可否を判断することとしている避難所に関して、地域の要望や地域内の開設箇所数等のバランスを踏まえ、早期避難を行う避難所と緊急避難を行う避難所など、避難所体制について柔軟に検討する必要がある。 ・避難所等の充実 指定避難所の施設及び設備に関して、避難生活が長期化することも想定し、設備の更新・充実を図る必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等の選定・整備 災害の種類や規模、警戒レベルに応じた避難行動を的確に呼びかけることができるよう、指定緊急避難場所や指定避難所、福祉避難所、自主避難所を十分に確保することに努める。 ・避難所等の充実 想定を超える大規模災害が生じた場合や、感染症対策によってより多くの避難者スペースが必要となる場合に備え、市指定避難所以外の市有施設、県有施設（学校を含む）、市内にある国関連施設（国立赤城青少年交流の家や公務員宿舎をはじめとする国有施設）及び旅館・ホテル等の民間施設の避難所利用に関して関係機関と協議を行うなど、状況に応じて柔軟に対応できる避難所体制の構築に努める。 また、避難所の運営に必要な資機材等を計画的に配備するとともに、避難者が生活する上で必要となる換気、照明、非常用電源、情報通信機器等のほか、洋式トイレ、空調など、施設の安全確保や環境改善につながる整備を計画的に進める。 ・防災拠点の整備 市有の文化施設やスポーツ施設、道の駅等を整備する際に、防災拠点として活用できる機能を含めた整備を行い、避難所等の防災拠点数を順次増やし、防災体制の強化を図る。 		
主な個別事業			担当所属
避難所等の整備・充実			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（28）

No.	28		
施策	教育施設の長寿命化対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	教育委員会事務局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての施設整備 築後40年以上経過した校舎が約60%あり、施設の老朽化対策が必要である。 また、校舎及び体育館共に構造躯体の耐震化は全て完了したが、非構造部材の外壁・照明器具落下防止、吊り天井撤去及びブロック塀の改修が必要である。 ・災害時避難所としての施設環境整備 学校施設は避難所として利用されるため、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応できるトイレの洋式化やエアコンの整備が必要である。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての施設整備 施設の老朽化対策として、前橋市教育施設長寿命化計画に基づき、国庫補助を利用した大規模改造工事や屋上防水・外壁改修等の予防保全工事を順次行う。 非構造部材の耐震化対策として、外壁落下防止及び照明器具落下防止工事を行う。 建築基準法及び消防法に基づく法定点検を定期的実施し、建物の効率的な維持管理及び長寿命化を図る。 ・災害時避難所の施設環境整備 校舎トイレの洋式化、ドライ化、及び多目的トイレの設置を進め、今後概ね10年で洋式化率80%を目標とする。 全ての普通教室でエアコンの設置が完了し、今後順次更新を行う。特別教室は利用頻度の高い教室へのエアコン設置の検討と既設エアコンの更新を行う。 		
主な個別事業			担当所属
大規模改造(老朽)事業			教育施設課
防災機能強化事業（非構造部材の耐震化）			教育施設課
大規模改造(トイレ整備・空調設置)事業			教育施設課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（29）

No.	29	重点化施策	
施策	避難収容及び避難所運営体制の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の周知と避難誘導體制の整備 災害時の避難行動は、地域や場所によって安全確保の内容が異なることを周知するなど、市民一人ひとりの避難に関する理解力を高める必要がある。また、避難行動要支援者の避難行動についても、地域全体で包括的に支援できる体制づくりを促す必要がある。 ・避難所運営関係団体の連携促進 指定避難所の運営が長期に及ぶときには、市、学校及び地域が連携して、避難所運営を行う必要があるため、避難所に関わる関係団体間の関係づくりとともに、避難所に関する理解と協力を深める機会を継続的に設け、万が一のときに円滑に対応できる体制を構築する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の周知と避難誘導體制の整備 災害発生時に安全かつ円滑な避難行動がとられるよう、平時から、ハザードマップやマイタイムラインなどを活用した避難先及び避難行動に関する防災啓発に努める。また、避難に関して、自治会や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者を含めた地域全体で避難誘導・避難行動がとられる体制づくりを推進する。 ・指定避難所運営体制の確保 避難所担当職員の指名や全庁的な応援体制を継続して整備するとともに、避難所運営マニュアルの整備や避難所開設訓練の実施を定期的に行うことによって、指定避難所の開設・運営体制を確保する。 また、避難所に指定している学校について、教育活動の継続及び早期再開に配慮した避難所の施設利用がなされるよう、学校職員を含めた訓練及び研修の定期的な実施に努める。 ・避難所運営関係団体の連携促進 指定避難所運営に関わる学校や地域等の関係団体同士の連携に向け、学校施設を活用した避難所開設訓練の実施を促すとともに、避難所となる学校施設の現地確認や運営体制を確認する機会づくりに努める。 ・応急仮設住宅対策 災害によって住家が滅失するなどした被災者に対し、早期に一時的な居住の安定を提供できるよう、避難所運営と並行して、応急仮設住宅（公営住宅や民間賃貸物件の空家提供を含む）を確保・提供できる体制づくりに努める。 ・帰宅困難者対策 公共交通の停止等によって一時的に生じる帰宅困難者に対し、緊急的に避難できる場所を駅等の周辺に確保するとともに、鉄道事業者をはじめとする関係事業者との連携体制づくりに努める。 		
主な個別事業			担当所属
避難所運営マニュアルの整備・更新			防災危機管理課
避難所関連の庁内訓練・研修の実施			防災危機管理課
避難所関係団体連携促進事業			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（30）

No.	30			重点化施策
施策	業務継続体制の確保			
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部	
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢機能等の確保・充実 災害発生時に災害対策本部を設置する前橋市役所本庁舎は、施設の老朽化が進んでおり、非常用電源の性能が十分でない面もあるため、議会棟庁舎の整備にあわせて防災機能を新庁舎に移転し、災害耐性の強化を図る必要がある。 ・市役所全体における業務継続性の確保 業務継続計画における応急対策業務や緊急時優先業務について、対象業務の業務執行に必要な人員等をあらかじめ想定し、受援を念頭に置いた業務継続体制を整理しておく必要がある。 			
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・防災中枢機能等の確保・充実 災害発生時にすみやかに災害応急活動体制をとることができるようにするため、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する庁舎等における防災機能（安全性能、非常用発電、システムのバックアップ等）の確保・充実を図る。 ・市役所全体における業務継続性の確保 被災時においても応急対策業務や緊急時優先業務が継続して実施できるよう、業務継続計画の全庁的な点検を定期的実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。これにあわせて、業務継続に関連した全庁的な防災訓練についても定期的な実施に努める。 			
主な個別事業				担当所属
業務継続計画の推進及び見直し				防災危機管理課
業務継続計画訓練の実施				防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（31）

No.	31		重点化施策	
施策	市有施設の長寿命化対策			
施策分野	都市基盤	担当部局	財務部	
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・市有施設の長寿命化対策 高度経済成長期に整備された庁舎やインフラ施設などの市有施設の中には、老朽化による建替え・改修の時期を迎えたものがあり、施設の適正化や維持管理、予防保全等の長寿命化対策などを適切に実施しなければ、災害時に防災拠点等としての機能を果たせなくなるおそれがある。</p>			
施策の推進方針	<p>・市有施設の長寿命化対策 老朽化した市有施設の適切な維持管理を実施するため、前橋市公共施設等総合管理計画等の各種計画に基づき、公共施設の適正化、施設点検の充実や事後保全の適正実施などの老朽化対策、防災拠点の予防保全等を進める。</p>			
主な個別事業			担当所属	
資産利活用推進事業			資産経営課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（32）

No.	32		
施策	大規模災害における広域連携		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携体制の整備 自治体間の広域連携については、協定締結自治体と平時からの関係づくりに努め、協定の実行性を確保する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時相互応援体制の確保 被災時に迅速かつ効果的に応援を受けられる体制を自治体間の相互応援協定等によって整備・充実する。 また、既に協定を締結している自治体に関しては、情報交換や防災訓練への相互参画を通じて交流を深めるとともに、相互応援にかかる応援及び受援の流れを円滑に進められるよう、応援計画及び受援計画の定期的な内容確認及び点検に努める。 ・広域連携体制の整備 大規模な水害等が発生した場合には、市役所の枠組み及び市域を超えた広域的な災害対応体制が必要になると考えられることから、防災分野における近隣自治体との連携・協力体制について研究・協議を進める。 		
主な個別事業		担当所属	
応援計画・受援計画の推進		防災危機管理課	
協定締結自治体との防災訓練への相互参画		防災危機管理課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（33）

No.	33		
施策	業務継続計画（民間事業者）の策定促進		
施策分野	産業振興	担当部局	産業経済部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・ サプライチェーンの寸断による生産力の低下 災害時には自社及び取引先等の操業停止によってサプライチェーンの寸断が予想され、事業者の生産力低下を招くとともに、ひいては市内経済の停滞につながる恐れがある。</p> <p>・ 事業者の防災・減災に対する問題意識 事業規模が小さい事業者ほど、防災やBCP策定に対する意識が低い傾向にある。小規模事業者をはじめとする市内事業者に災害リスクに対する正しい知識を習得してもらい、減災や事業継続のために必要な対策を実施するよう促す必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>自然災害への事前の備えや事後のいち早い復旧を事業者に図ってもらうため、前橋商工会議所等各種支援機関と連携を図りながら、市内事業者に対して事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を促すとともに、状況に合わせて計画の見直し・更新などの継続的支援を行っていく。</p> <p>・ 事前の対策 経営相談時や、広報、ホームページ、SNS等において、国や県の施策及びリスク対策の必要性、減災策、保険制度の概要等を周知する。また、関係機関と連携しながら、セミナー開催や専門家派遣などを通して業者BCP策定のために必要な指導・助言を行うとともに、策定後も計画の随時更新や訓練を促すなどフォローアップを継続していく。</p> <p>・ 発災後の対策・復興支援 迅速な報告及び指揮命令、関係機関との連携を円滑に行うことができる体制を速やかに構築する。また、被災した事業者に対する支援として相談窓口の開設や支援策の周知を行う。</p>		
主な個別事業			担当所属
事業者支援のための専門家派遣			産業政策課
事業継続力強化計画策定支援セミナー開催			産業政策課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（34）

No.	34		
施策	農業生産基盤の整備		
施策分野	産業振興	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水利施設の維持・保全 老朽化が進行する農業水利施設(県が造成した施設)の適正な機能維持を図り、安定した農業用水を確保する必要がある。 ・ 農業水利施設の溢水対策 下流域周辺等への二次災害及び地域の農業・経済活動へ影響を及ぼす恐れのある農業水利施設については、災害の規模を想定して堰の自動化、水路改修等の必要がある。 ・ 農業生産基盤の推進 農産物の生産性向上のための農地整備と大雨等災害時に備えた農業用排水路等を整備し、地域状況や営農計画に基づき農業生産基盤整備を計画的に推進する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤の推進 県が造成した基幹農業水利施設の保全計画策定のための調査や保全対策工事に対して、負担金を支出する。 ・ 農業水利施設の溢水対策の推進 台風、大雨等により下流域地域への溢水被害が想定される農業水利施設については、堰の自動化や水路の改修など県が行う調査及び対策工事に対して、負担金を支出する。 ・ 土地改良事業の推進 本市で現在実施している県営の土地改良事業について、負担金を支出するとともに、県と地元との調整を図りながら、円滑に事業を進めるために土地改良区の事務を補助し、滞りのない事業の推進に協力する。 		
主な個別事業	担当所属		
農業農村整備事業	農村整備課		
水利施設整備事業	農村整備課		
ほ場整備事業	農村整備課		
基盤整備促進事業	農村整備課		

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（35）

No.	35	重点化施策	
施策	再生可能エネルギーの導入促進		
施策分野	都市基盤	担当部局	環境部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・災害により既存のエネルギー供給網が停止した場合、電力供給が停止し、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすため、非常時でも最低限のエネルギーを確保できるよう自立分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>・災害時に電源を確保するため、エネルギー供給源の多様化が図れるよう、再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等のエネルギーを活用した自立分散型エネルギーの導入の推進を図る。</p> <p>・再生可能エネルギーやガスコージェネレーション等のエネルギー導入の推進を図るため再エネ機器等の設置者に対して引き続き設置費用の一部を助成する。</p>		
主な個別事業		担当所属	
新エネ・省エネ機器導入補助事業		環境森林課	
新エネルギー等導入促進事業		環境森林課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（36）

No.	36		重点化施策
施策	水道施設の老朽化対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	水道局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の老朽化 法定耐用年数を超過した管路が年々増加し、耐震化率も低い状態にある。また、地域防災計画などに位置付けられた災害対策本部や災害拠点病院など、災害発生時に重要な役割を担う施設への配水経路においても同様であり、計画的に耐震管へ更新していく必要がある。 ・水道施設の老朽化 昭和40年代、50年代に造られた配水池、電気室等は耐震性も無く、老朽化が著しいため、災害発生時に電気又は機械設備等の故障により、配水に支障が出る可能性がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管路の老朽化 災害発生時に重要な役割を担う施設を優先的に整備しながら、老朽管の耐震化を進めていく。 ・水道施設の老朽化 配水池、電気・機械設備等を、計画的に更新や改修をする。 		
主な個別事業			担当所属
重要給水施設管路耐震化事業（ほか）			水道整備課
水道施設更新事業			浄水課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（37）

No.	37		
施策	事業継続計画（上水道）の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	水道局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・応急給水、応急復旧体制の強化 災害時に備え、平時からマニュアルの整備や管路図の更新に努めるとともに、有事の際には迅速かつ的確な災害応急活動を実施する必要がある。</p> <p>・協力体制の整備 大規模災害により甚大な被害が発生した場合、本市職員だけで災害対応を行うことは困難であり、他の水道事業体など外部から効果的に応援を受ける必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>・応急給水、応急復旧体制の強化 災害時において被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、平時から管路図の整備やマニュアルの点検等を行うとともに、災害訓練などを通じて職員一人ひとりの役割分担を踏まえた初動対応や応急対策をとることができる局内体制の確立に努める。</p> <p>・協力体制の整備 災害時において迅速な応急給水及び応急復旧活動等に必要な情報を収集するとともに、資機材や復旧要員等の応援がスムーズに得られるよう、関係団体等と協定を締結するなど協力体制の確保に努める。</p>		
主な個別事業			担当所属
災害時対応マニュアル等の整備・更新			経営企画課 水道整備課 浄水課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（38）

No.	38	重点化施策	
施策	汚水処理施設の老朽化対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	水道局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化 大規模自然災害が発生し、被災した際にも重要幹線管路や重要な緊急輸送路に埋設されている管路の機能確保のために耐震化を進める必要がある。 ・下水道施設の老朽化対策 下水道施設は、建設から長期間が経過した施設が多く、老朽化が進行している。大規模災害時においても必要な機能が発揮できるように老朽化対策の実施により、施設を良好な状態に保持する必要がある。 ・地域し尿処理施設の老朽化と利用人口の減少 各住宅団地造成から40年近くが経過し、高齢化による人口減少期を迎えると同時に機器設備の大規模更新時期が迫っている。大規模災害発生時にも施設の機能を維持するために、更新計画の策定や他施設との統合検討が喫緊の課題である。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化 第7次総合計画に基づき、災害に強い下水道システムの構築を推進しており、国の下水道総合地震対策事業を活用して緊急度・重要度の高い重要な幹線（第1次緊急輸送路に埋設されている管渠、重要な圧送管等）の耐震性確保を行っている。 また、その他の重要度の高い幹線についても総合地震対策計画に位置付けて適宜、耐震化を図る。 ・下水道施設の老朽化対策等 下水道施設の老朽化対策については、下水道事業全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を作成し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図り、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用して、計画的な改築更新を行う。 また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を支援するとともに、生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続困難な世帯への設置を促進する。 ・地域し尿処理施設の耐震化・機能確保 農業集落排水処理施設や流域下水道（群馬県汚水処理計画長期計画）との施設統合に向けた協議、調整を進めるとともに、必要な調査や計画策定及び固定資産整理等を行う。施設耐震化については、統合協議の進捗状況を見極めながら検討していく。 		
主な個別事業			担当所属
下水道総合地震対策事業			下水道整備課
ストックマネジメント支援制度			下水道整備課
合併処理浄化槽設置補助事業			下水道整備課
住宅団地排水処理施設管理事業			ごみ減量課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（39）

No.	39		
施策	事業継続計画（下水道）の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	水道局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（下水道BCP）の策定 災害時における下水道機能の継続・早期回復は、発災後から対応を始めるのは困難であるため、事業継続計画を策定し、有事の際には迅速かつ的確な災害応急活動を実施する必要がある。 ・協力体制の整備 災害時における下水道機能の早期回復を行うためには、水道局職員のみで対応することは、人員や機材等の面で困難であるため、民間企業との協力体制を構築する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（下水道BCP）の策定 大規模災害が発生した場合には行政自身も被災し、リソース等が制約を受けるなか、下水道機能を回復させることが困難になるため、優先的に行うべき業務を事前に定め、できるだけ早い期間で業務の復旧及び平常への復帰を目的に下水道業務継続計画を平成27年に策定した。有事の際にはBCPが有効に機能するために研修や訓練を定期的に行う。 ・協力体制の整備 下水道施設が被災した場合にその応急措置の協力について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会と協定を締結するなど、協力体制の確保に努める。 		
主な個別事業			担当所属
下水道業務継続計画の策定、訓練			下水道整備課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４０）

No.	40		
施策	農業集落排水施設の老朽化対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化に伴う経費の増大 農業集落排水処理施設の経年劣化により、処理施設としての機能が停止してしまうことを防止するため、維持補修を行っているが、計画的な更新と改修が必要である。 ・災害発生時の維持管理 多くの施設があることから、災害時において機能維持のためのノウハウや経験に伴う瞬時の状況判断を行う必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水の長寿命化 農業集落排水処理施設においては、建設から長時間経過した処理施設があり、老朽化が進行していることから、大規模災害時にその機能を損なうことのないように、施設の長寿命化の方針を示した最適化整備構想の更なる拡充と見直し、老朽化した施設の計画的な更新と改修に努め、長寿命化を図る。 ・維持管理 農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うとともに、大規模災害時にも長時間にわたり機能不全にならないような電源確保等の計画の策定を行う。 ・人材育成と技術継承 農業集落排水事業に関して、市民のインフラとして重要な施設であり、各施設ごとに処理方式等に違いがあるため、維持管理業者のみならず、事業に携わる市職員の技術の継承と状況の把握が必要なため、更なるマニュアルの整備を行い、災害時にも安定した運営を行えるようにする。 		
主な個別事業			担当所属
維持管理運営マニュアルの整備			農村整備課
施設状況の整備			農村整備課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４１）

No.	41	重点化施策	
施策	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進		
施策分野	都市基盤	担当部局	建設部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・災害時の交通ネットワークにおける交通機能及び拠点機能の確保 交通ネットワークの基幹となる緊急輸送路や重要物流道路と連絡する市道の拡幅やバイパス整備が完了していない路線があり、災害時に緊急輸送路や重要物流道路が閉塞した場合、それを補完または代替する路線が確保されていない。</p> <p>また、市内道の駅について、駐車場などのスペースを活用した物流拠点としての機能はあるが、災害時に活用可能な発電機等の設備もなく緊急輸送路などと連携を維持する広域防災拠点としての機能を有していない。</p> <p>・道路の無電柱化 緊急輸送路や交通結節点である駅へのアクセス道路について道路区域もしくは沿線へ電柱が建柱されているため、災害時の電柱倒壊により道路が閉塞する恐れがある。</p> <p>・災害時の避難路の確保 避難所までの避難路として、利用が想定される路線において十分な道路空間が確保されていないため、避難路の確保が必要である。</p>		
施策の推進方針	<p>・災害時の交通ネットワークにおける交通機能及び拠点機能の確保 アクセスする施設の重要度などから整備する路線の優先度を決定し、計画的に整備を行い災害時に交通機能が停止しないようネットワーク形成を図る。また、緊急輸送路などとの連携を維持するため、災害対応型ガソリンスタンドやガスエンジン発電機などのエネルギー供給施設を備え、緊急避難場所や受援受入施設などとしての利用も可能な高い拠点機能を有する道の駅及びアクセス道路を整備する。</p> <p>・道路の無電柱化 群馬県無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送路のなかでも特に重要な施設へのアクセス道路や新規の道路整備に併せて無電柱化が可能な路線を優先して、関係機関と無電柱化の方針について協議し効率的な無電柱化を図る。</p> <p>・災害時の避難路の確保 避難所については小中学校などが主に指定されていることから、歩行者の利用が多いと考えられる通学路について優先して歩道などの歩行空間を確保する。また、災害による道路閉塞から早期に緊急車両の走行が可能となるよう、併せて車道部においても拡幅整備を行う。</p>		
主な個別事業			担当所属
江田天川大島線 Ⅲ期工区			道路建設課
前橋市新設道の駅整備事業			道路建設課
市道 04-104 号線			道路建設課
市道 04-952 号線			道路建設課
市道 05-660 号線			道路建設課
(都) 県庁群大線			市街地整備課
(都) 群大北通線			市街地整備課
(都) 上新田前箱田線			市街地整備課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４２）

No.	42		
施策	農林道の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道法面の劣化による土砂災害、落石の発生 道路法面の崩壊等による土砂流出や落石が頻発していることから、法面の保護工事、落石防護施設の設置を推進していく必要がある。 ・ 橋梁の老朽化 前橋市が管理する林道には9か所の林道橋があり、その多くは老朽化が進んでいることから、補修が必要な状況となっている。 ・ 林道舗装面の劣化 林道舗装面の劣化による表層の破損、陥没、路肩崩壊が生じており、改修工事を推進する必要がある。 舗装の損傷は、日常の通行に支障が無いようなものでも、豪雨時などに大きな災害を生じさせるおそれがあるため、計画的な補修をする必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷している法面の保護 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、落石等危険箇所を特定し、法面の保護工事、落石防護施設の設置を推進していく。 ・ 橋梁の長寿命化 橋梁の損傷を把握するため、早期に点検を完了させ、損傷の著しいものから補修工事を行い、長寿命化を図る。 ・ 林道舗装面の維持管理の強化 林道舗装面の損傷について、災害時の被災を最小限に抑えるため、計画的に補修を行う。 		
主な個別事業		担当所属	
県単林道改良事業		農村整備課	
県単治山事業		農村整備課 (群馬県渋川森林事務所)	
補助公共治山事業		農村整備課 (群馬県渋川森林事務所)	
農山漁村地域整備交付金（橋梁点検）		農村整備課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４３）

No.	43	重点化施策	
施策	公共交通網の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	政策部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道設備の老朽化 市内の鉄道駅や上毛電鉄の各種設備は老朽化しており、駅舎の更新やレールや電柱などの更新が必要である。大規模災害の発生により長期間、基幹交通が停止する可能性がある。 ・運行状況の周知手段 公共交通の運行状況の周知手段は事業者のホームページ等、インターネットに依存しており、大規模災害時にアクセス集中等により周知が滞り混乱する可能性がある。 ・バス事業のドライバー不足 大規模災害時に、通常路線のほか、新たな区間の旅客輸送を行う必要が生じた場合に、ドライバー不足により、運行が困難な可能性がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎改築、鉄道設備の更新 鉄道事業者が実施する駅舎整備や各種設備の更新に対して、必要に応じて負担金や補助金を交付し、耐震化等を促進する。 ・駅前広場の整備 大規模災害時に人が滞留しやすい駅前広場の再整備を実施するとともに、あわせて情報発信ができる機能を検討する。 ・体制の整備 災害時の被害状況、安全点検を行うための人材の確保、運行の維持ができる体制について、平時から整備されるよう各事業者へ要請に努める（貸切バスドライバーの乗合バス運行など）。 ・資源(人・車両)の再配分 避難所の長期化など、新たな輸送対応が生じる場合は、可能な資源(人・車両)を必要な施設間(避難所-入浴施設等)に再配分するよう事業者と調整を行う。 		
主な個別事業			担当所属
駅舎改築促進事業			交通政策課
鉄道設備(レール・電柱等)更新促進事業			交通政策課
駅前広場整備事業			交通政策課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４４）

No.	44		
施策	ため池の防災対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の耐震対策 地震等の災害によるため池の損壊を防止・軽減するため、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に取り組む必要がある。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるようハザードマップの作成に取り組む必要がある。 ・ため池の老朽化対策 市内のため池は明治以前に築造されたものが多く、堤体からの漏水や取水施設の損傷等の老朽化が進行しているため、県と連携し、計画的に改修に取り組む必要がある。 ・災害時の対応について 災害発生時の初動において職員一人ひとりが速やかに参集を行うとともに、速やかに担当ため池のパトロールができる体制を確立する必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の耐震診断 地震等の災害によるため池の損壊を防止・軽減するため、市内に存在するため池のうち「防災重点ため池」に位置付けた55か所について、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に取り組む。 ・ため池ハザードマップの作成 ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるよう「防災重点ため池」に位置付けた55か所について、ハザードマップの作成に取り組む。 ・ため池の老朽化対策 老朽化や耐震性等の堤体の安全性が危惧されるため池について、県と連携し計画的に改修に取り組む。 ・災害時対応のマニュアル化 豪雨や地震時に速やかにため池のパトロールが実施できるよう、マニュアルを作成する。また、職員が共通認識を持てるよう啓発し、速やかに初動体制が図られるようにする。 		
主な個別事業			担当所属
農村地域防災減災事業（耐震調査）			農村整備課
農業用水路等長寿命化・防災減災事業（ハザードマップ作製）			農村整備課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４５）

No.	45		
施策	有害物質の拡散・流出防止対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	消防局
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・有害物質等の流出防止対策 発災時における危険物施設等からの有害物質の拡散・流出による災害発生や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。</p> <p>・水質汚濁の防止 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川等へ流出するといった、水質汚濁事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、これらの施設等の日常的な維持管理を適正に行うよう法令に基づき指導するとともに、群馬県水質汚濁事故対応要綱及び前橋市水質汚濁事故時の庁内連絡マニュアルに基づき、事故発生時における関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。</p> <p>・大気汚染の防止 災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が大気中へ拡散するといった、大気汚染事故が発生するおそれがあることから、事故を未然に防止するため、法令に則った施設の維持管理が求められており、その内容を広く啓発し、適正な維持管理を徹底する必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>・有害物質等の流出防止対策の強化 （危険物）発災時、有害物質等の大規模拡散・流出等による災害発生や環境への悪影響を防止するため、危険物施設等への定期的な立入検査を行い不備事項の改修と保安体制の強化を進める。また、危険物施設等からの出火や有害物質の流出を想定したマニュアルの整備を進める。 （有害物質）市は、有害物質等による二次災害を防止するため必要に応じ有害物質等を取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</p> <p>・有害物質の拡散・流出防止対策 災害によって有害物質が河川等へ流出することを未然に防止するため、有害物質を取り扱う特定事業場等における適正な維持管理を促すとともに、有害物質が流出した際に拡散防止の措置等を連携して的確に行うことができる体制を構築し、その機能が揮発物質を取り扱う施設の設置者に対して広報活動等により法令に則った施設の維持管理についての啓発を行う。</p> <p>・被災建物の解体作業に伴うアスベストの飛散防止マニュアルの周知 災害により倒壊した建物等を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散するおそれがあるため、災害時における石綿飛散防止マニュアルに基づく適切な解体作業方法等を広報活動等により広く周知する。また、関係部署（建築指導課）、関係機関（労働基準監督署）と協議して災害時にアスベスト飛散の有無を確認するための調査体制の構築を図る。</p>		
主な個別事業			担当所属
流出防止対策の強化			予防課
環境モニタリングの実施			環境森林課
有害物質流出時対応の整備			環境森林課
特定粉じん排出等作業立入検査の実施			環境森林課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４６）

No.	46	重点化施策	
施策	地域農業の担い手の確保・育成		
施策分野	産業振興	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・地域農業の担い手の確保・育成 農地・森林等の被害による二次災害を防ぐためには、地域農業の担い手を確保・育成する必要がある。</p> <p>しかし、農業者の高齢化及び後継者不足により、農業を取り巻く環境は深刻な状況にあるため、新規就農者や認定農業者の確保及び企業参入の推進を図り、意欲と能力のある次世代の農業の担い手を確保・育成することが必要である。</p> <p>・農業の担い手に対する農地集積・集約化 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地の集積・集約化を加速させる必要がある。</p> <p>・森林の整備 林業の衰退により森林が荒廃し、森林の有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能など多面にわたる公益的機能が低下している。 また、近年、大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、がけ崩れ、地滑り、土石流などの土砂災害の発生が懸念される。</p>		
施策の推進方針	<p>・地域農業の担い手の確保・育成 農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者を確保するため、認定制度や各種支援制度を周知するとともに、県やJAなどの関係機関と連携しながら人材育成に努める。更に、地域の農業の重要な担い手である集落営農法人が継続的に営農できる支援体制作りを進める。また、就農相談会や農業体験等の実施により新規就農者の確保や企業参入を促進する。</p> <p>・農業の担い手に対する農地集積・集約化 担い手の規模拡大への取組を支援するため、農地の集積・集約化を加速させる。</p> <p>・森林の整備 森林が有する土砂災害等を防止する国土保全機能や、洪水調節機能など多面にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、更に森林整備を推進する。 また、前橋市森林整備計画に則り、適切な森林施業、森林内の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の多面的機能の強化のため効率的な整備等を実施に努める。</p>		
主な個別事業		担当所属	
新規就農者対策事業		農業委員会事務局	
農業参入促進事業		農業委員会事務局	
農地集積・集約化促進事業		農業委員会事務局	
担い手支援事業		農政課	
美しい森林づくり基盤整備		環境森林課	
森林病虫害等防除事業		環境森林課	
ぐんま緑の県民基金事業		環境森林課	

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４７）

No.	４７		
施策	農業水利施設の老朽化対策		
施策分野	産業振興	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化対策 河川に設置されている取水のための堰等は、建設後３０年を超えるものがほとんどであり、老朽化が進行している。大規模災害時においても十分な機能が発揮できるように、老朽化対策の実施により、施設を良好な状態に保持する必要がある。 ・農業用排水路の老朽化対策 土地改良事業などで整備された農業用排水路は、長い年月を経て土地の利用形態の変化や道路整備などが進められたことにより、雨水排水の流入が増大しており、近年の豪雨災害において道路排水等が農業用水路へ流入することによる溢水被害が頻発している。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検及び維持管理 農業用水の安定供給を確保するため、県が河川改修で造成した堰について、定期的な点検を行うとともに、施設管理者と協議・調整のうえ、国の事業制度等を有効に活用し、計画に基づき適切な保全対策を実施する。 ・農業用排水路の改修 農業用排水路を良好な状態に保持し、災害時においても十分な機能が発揮できるように、老朽化した水路の維持管理を強化するとともに、溢水による被害を低減させるため、農業用排水路の改修を行う。また、水路断面の増大により用水機能が損なわれてしまう農業用水路については、用排水の分離を推進していく。 		
主な個別事業			担当所属
小規模農村整備事業			農村整備課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４８）

No.	４８		
施策	災害廃棄物処理対策の推進		
施策分野	都市基盤	担当部局	環境部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の整備 大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 大量に発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理に係る必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物処理に関する連携体制の強化を図る。 		
主な個別事業			担当所属
災害廃棄物処理計画の策定			ごみ減量課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４９）

No.	49		
施策	災害ボランティア受入体制の整備		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	市民部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア活動支援の整備 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンターが設置された場合に備え役割を再確認するとともに、運営方法等の共通認識を図っておく必要がある。 ・災害ボランティアの活動支援の強化 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関と連携しながら、環境整備に努める必要がある。 ・災害ボランティア受入体制の整備 災害ボランティアの人員が不足した場合、救援・復興が大幅に遅延するおそれがある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア活動支援の整備 社会福祉協議会などの関係機関と連携し、前橋市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき対応するとともに、同ボランティアセンターが円滑に運営できるよう支援を行う。また、平時から関係機関と有事を想定した情報連携や災害支援研修に参加するなどして、情報収集と連携強化に努める。 ・災害ボランティア活動支援の強化 一般ボランティアの人員確保や専門ボランティアの確保に努める。 ・災害ボランティア受入体制の整備 災害発生直後から県内外からの多くのボランティアが、救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、ボランティア活動が効果的に発揮されるよう、受入体制を整える。 		
主な個別事業			担当所属
市民活動支援事業			生活課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（50）

No.	50		
施策	民間事業者との連携		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<p>・災害時支援の枠組みの充実 災害時応援協定や防災協力事業所登録制度に関しては、協定締結又は制度登録以降、緊急連絡先の共有は行っているものの、民間事業者との情報交換や体制確認等を実施する必要がある。支援・協力の内容や支援・協力にかかる手続を確認するため、民間事業者と連携した防災訓練を定期的実施する必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>・災害時支援の枠組みの充実 発災時において、民間事業者の支援・協力を幅広く受けられるよう、災害対応業務の各分野（物資供給、物資輸送、資機材提供、施設提供、応急対策・復旧など）で必要となる業務それぞれに関して、関係する民間事業者との協力体制を構築し、防災分野における官民連携体制の強化を図る。 また、協定や制度の実行性を確保するため、関係事業者との情報共有や防災訓練実施などを行い、関係性維持のための機会づくりに努める。</p>		
主な個別事業			担当所属
災害時応援協定の充実			防災危機管理課
防災協力事業所登録制度の推進			防災危機管理課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（51）

No.	51		
施策	地域コミュニティ機能の維持・発揮（農地・農業用施設の維持・保全）		
施策分野	産業振興	担当部局	農政部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ機能の維持・発揮 農業者の高齢化、後継者不足により、農地の維持保全のための共同活動が困難となり、担い手農家への負担が増大している。そのため農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、ため池等の保全活動を推進し、多面的機能の維持・発揮に向けた支援を進める必要がある。 ・地籍調査の推進 大規模災害時の住宅や道路等の基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にする必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ力の強化（多面的機能支払交付金事業の推進） 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地周りや水路の草刈り・泥上げの農地維持活動、水路やため池等の軽微補修、水路の更新やため池の浚せつ等の長寿命化対策を通し、地域資源の保全活動を支援する。 荒廃農地の発生防止と農業用施設が被災した場合の早期復旧に向けた体制整備を図る。（比較的軽微なもの） ・多面的組織の立上げ支援 新たに多面的機能支払交付金の制度に加入の意向がある組織には、随時、窓口相談や地元説明会等に出向き、制度の概要や交付金額等の説明を行っている。また立上げの支援としては、県及び土地改良事業団体連合会等と連携し、申請に必要な事業計画書や活動計画書、規約、図面の作成について支援を行い、組織活動の充実を図る。 ・地籍調査の推進 大規模災害により被災した住宅や基幹インフラ等の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地の境界等を明確にする必要があり、国土調査法に基づき、地籍調査の検討を進める。 		
主な個別事業			担当所属
多面的機能支払交付金			農村整備課
国土調査等補完事業			農村整備課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（５２）

No.	52		
施策	地域コミュニティ力の強化		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	市民部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりの推進とコミュニティ力の醸成 住民自治組織や地域づくり活動等を通じた地域コミュニティ機能が無ければ、災害発生時に最も重要な地域住民の自助・共助による地域防災力を低下させ、救援、復興が大幅に遅れるおそれがある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりの推進とコミュニティの醸成 地域内の連携を深めながら誰もが安全に安心して暮らせ、助け合いの仕組みづくりが円滑に進むよう、日頃の様々な地域づくり活動等を通じたコミュニティの醸成を図る。 		
主な個別事業			担当所属
地域づくり推進事業			生活課

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（53）

No.	53	重点化施策	
施策	地域防災力の向上		
施策分野	教育・人づくり	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災訓練の促進及び実施指導 市内各地域において自主防災訓練等が広く行われているものの、自主防災組織結成率 100%を目指して自主防災組織の結成促進を図る必要がある。また、防災事業未実施の自主防災会や事業所、学校等に対する防災訓練の実施促進と事業定着を図る必要がある。 ・自主防災訓練等の促進及び実施指導 地域や事業所における自主防災活動の低迷の原因の一つに、活動を牽引する人材が不足していることも挙げられることから、自主防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーの育成に力を入れる必要がある。 		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成促進と活動の活性化 市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自治会を単位とした自主防災組織の結成を促進する。特に、自主防災組織未結成の地域や活動が停滞している地域に対し、活動の活性化を積極的に働きかける。 ・自主防災訓練等の促進及び実施指導 地域、事業所、学校等において定期的な防災訓練が行われるよう促すとともに、訓練実施時には、防災アドバイザー等による訓練支援を積極的に行い、防災知識の普及と基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟などを図る。 また、自主防災活動の中心となる防災リーダーの育成に向け、防災講演会や防災士資格取得支援を行う。 ・幅広い連携の促進 地域防災力を高めるためには、地域全体において、防災分野での連携体制が構築されることが望ましいことから、地域、学校、民間事業者などの相互の連携を促す仕組みづくりに努める。 		
主な個別事業			担当所属
自主防災訓練経費補助事業			防災危機管理課

■ 重要業績指標一覧

関連施策	指標名	担当所属	現状値	目標値
1	住宅の耐震化率	建築指導課	77.8% (H30 年度末)	90% (R2 年度末)
2	被災建築物応急危険度判定コーディネータ登録者数	建築指導課	18 人 (R1 年度)	30 人 (R5 年度)
2	被災宅地応急危険度判定士登録者数	建築指導課	126 人 (R1 年度)	138 人 (R5 年度)
4	年間空き家解消実績数	建築住宅課	106 件 (R1 年度)	120 件 (R6 年度)
5	老朽住宅棟数率 (文京町四丁目地区)	区画整理課	47.5% (R1 年度)	43.0% (R6 年度)
5	住宅の耐震化率 (七次総重点事業地区内)	市街地整備課	52.8% (R1 年度末)	56.3% (R8 年度末) ※数値検討中
6	都市計画区域における1人あたりの都市公園面積	公園緑地課	11.9 m ² /人 (H30 年度)	13.0 m ² /人 (R6 年度)
7	橋梁(市道)の計画対象数	道路管理課	400 橋	全橋梁へ (1261 橋)
7	道路施設個別長寿命化修繕計画数	道路管理課	3 計画	全体計画へ
7	公園施設の更新改築された割合	公園管理事務所	※数値検討中	※数値検討中
8	高齢者家庭等住宅用火災警報器取付支援	予防課	100 件 (R1 年度)	100 件 (R6 年度)
1 3	まちの安全ひろメールの登録件数	防災危機管理課	16,200 件 (R1 年度)	20,000 件 (R6 年度)
1 3	高齢者避難情報コールサービス登録件数	防災危機管理課	—	500 件 (R6 年度)
1 5	要配慮者利用施設における避難確保計画作成済の割合(水防関係)	防災危機管理課	88% (R1 年度)	100% (R6 年度)
1 5	要配慮者利用施設における避難確保計画作成済の割合(土砂災害防止法関係)	防災危機管理課	100% (R1 年度)	100% (R6 年度)
1 7	出前講座(防災関係)の年間実施数	防災危機管理課	74 回 (R1 年度)	84 回 (R6 年度)
2 1	特定建築物耐震化目標(消防局・消防署)	建築指導課	91% (R1 年度)	100% (R6 年度)
2 2	消防団員確保	消防局総務課	1,073 人 (R2 年度)	1,100 人 (R6 年度)
2 6	麻しん・風しんワクチンの接種率	保健予防課	第1期 98.4% 第2期 98.5% (R1 年度)	95.0% (R6 年度)
2 8	学校トイレの洋式化率	教育施設課	43% (R1 年度)	80% (R12 年度)
2 9	避難所関連の庁内訓練・研修の実施回数	防災危機管理課	4 回 (R1 年度)	6 回 (R6 年度)
2 9	自主防災組織等主催の避難所関連訓練の実施数	防災危機管理課	10 回 (R1 年度)	20 回 (R6 年度)

関連 施策	指標名	担当所属	現状値	目標値
3 1	市有施設予防保全工事の実施 件数（累計）	資産経営課	4 件 (R 2 年度)	1 2 件 (R 6 年度)
3 4	ほ場整備面積（土地改良事業）	農村整備課	11,181 ha (R2 年度)	11,243 ha (R6 年度)
3 5	新工ネ導入状況（新工ネアクシ ョンプラン）	環境森林課	270,098 k w (R 1 年度)	307,501 k w (R 6 年度)
3 6	基幹管路の耐震適合率	水道整備課	47.1% (H30 年度)	51.3% (R6 年度)
3 8	緊急度・重要度の高い重要な幹 線の耐震化率	下水道整備課	72% (R1 年度)	85% (R6 年度)
3 8	合併処理浄化槽汚水処理人口 普及率	下水道整備課 環境森林課	12.3% (H30 年度)	12.6% (R4 年度)
4 0	農業集落排水処理施設前橋地 区最適化整備構想支援業務	農村整備課	15 施設 (R1 年度)	19 施設 (R6 年度)
4 0	農業集落排水処理施設長寿命 化計画改修（機能強化事業）	農村整備課	2/19 施設 (R1 年度)	7/19 施設 (R11 年度)
4 1	通学路の歩道等整備状況	道路建設課	32.3% (R1 年度)	33.7% (R6 年度)
4 1	群馬県無電柱化推進計画にお ける市道の無電柱化着手率	道路建設課	25.0% (R1 年度)	40.0% (R6 年度)
4 2	橋梁（林道）点検の実施率	農村整備課	67% (6/9) (R1 年度)	100% (R2 年度)
4 4	防災重点ため池の耐震検証の 進捗率	農村整備課	58% (32/55) (R1 年度)	100% (R4 年度)
4 4	防災重点ため池のハザードマ ップ作成の進捗率	農村整備課	69% (38/55) (R1 年度)	100% (R2 年度)
4 5	有害物質等流出防止対策	予防課	2 4 施設 (R1 年度)	2 4 施設 (R6 年度)
4 6	新規就農者数（年間）	農業委員会事務局	9 人 (R1 年度)	25 人 (R 6 年度)
4 6	担い手農家への農地集積率	農業委員会事務局	33.89% (H30 年度)	40.29% (R 6 年度)
4 7	堰の整備補修工事	農村整備課	52% (25/48) (R1 年度)	100% (R24 年度)
5 1	多面的機能活動組織数	農村整備課	2 9 組織 (R2 年度)	3 2 組織 (R6 年度)
5 1	国土調査事業第 7 次十箇年計 画想定事業量	農村整備課	182.31 km ² (R2 年度)	189.31 km ² (R11 年度)
5 3	自主防災訓練経費補助事業実 施実績	防災危機管理課	102 件 (R 1 年度)	110 件 (R 6 年度)